

【公開】

令和元年度
第3回 島根県道路メンテナンス会議

< 資 料 >

- 1) 島根県道路メンテナンス会議規約（令和元年9月5日改正）・資料1 P 1～
2) R 1年度の取組状況とR 2年度の取組予定 ······ 資料2 P 5～

島根県道路メンテナンス会議規約

(名 称)

第1条 本会議は、「島根県道路メンテナンス会議」（以下「会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法（昭和27年法律第180号）第28条の2に規定の「協議会」に位置付けるものとし、島根県内の道路管理を計画的、効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整等を行うことにより、道路施設等の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- 一 道路施設の維持管理等に係る情報共有・情報発信に関する事項。
- 二 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関する事項。
- 三 道路施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関する事項。
- 四 その他道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項

(組 織)

第4条 会議は、別表1に掲げる、島根県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者等で組織する。

- 2 会議には、会長及び副会長3名を置くものとし、会長は国土交通省中国地方整備局松江国道事務所長、副会長は国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長、島根県土木部道路維持課長及び西日本高速道路株式会社中国支社松江高速道路事務所長とする。
- 3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため、専門部会を設置することができる。
- 5 会議には、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者の代表者からなる幹事会を置くものとし、構成は別表2のとおりとする。
- 6 会議に、道路施設等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口を設置し、国土交通省中国地方整備局松江国道事務所管理第二課に置く。

(会議の運営)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

2 会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、次の事項について調整する。

- 一 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整に関する事項。
- 二 会議における協議議題の調整に関する事項。
- 三 その他の会議の運営に際し必要となる事項の調整に関する事項。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局松江国道事務所管理第二課、島根県土木部道路維持課、島根県土木部技術管理課長寿命化推進室及び西日本高速道路株式会社中国支社松江高速道路事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行う。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

(附 則)

本規約は、平成26年5月27日から施行する。

平成26年10月23日 別表2改正

平成28年7月 5日 別表1及び別表2改正

平成29年8月25日 別表1及び別表2改正

平成30年3月20日 別表1及び別表2改正

平成30年9月7日 別表2改正

令和元年9月5日 別表2改正

別表1

島根県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
会長	国土交通省中国地方整備局	松江国道事務所長
副会長	国土交通省中国地方整備局	浜田河川国道事務所長
	国土交通省中国地方整備局	三次河川国道事務所長
副会長	島根県土木部道路維持課	道路維持課長
	島根県土木部技術管理課	長寿命化推進室長
副会長	西日本高速道路株式会社中国支社	松江高速道路事務所長
	西日本高速道路株式会社中国支社	千代田高速道路事務所長
	松江市	都市整備部長
	浜田市	都市建設部長
	出雲市	都市建設部長
	益田市	建設部長
	大田市	建設部長
	安来市	建設部長
	江津市	建設部門参事
	雲南市	建設部長
	奥出雲町	建設課長
	飯南町	建設課長
	川本町	地域整備課長
	美郷町	建設課長
	邑南町	建設課長
	津和野町	建設課長
	吉賀町	建設水道課長
	海士町	環境整備課長
	西ノ島町	環境整備課長
	知夫村	産業建設課長
	隠岐の島町	建設課長
	国土交通省中国地方整備局	中国技術事務所長
	公益財団法人島根県建設技術センター	理事長
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路調整官
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路保全企画官
事務局	国土交通省中国地方整備局 松江国道事務所 管理第二課	
	島根県土木部 道路維持課	
	島根県土木部 技術管理課 長寿命化推進室	
	西日本高速道路株式会社中国支社 松江高速道路事務所 統括課	

島根県道路メンテナンス会議 幹事会名簿

	所 属	役 職
幹事長	国土交通省中国地方整備局松江国道事務所	総括保全対策官
	国土交通省中国地方整備局松江国道事務所	副所長
副幹事長	国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所	副所長
	国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所	副所長
副幹事長	島根県土木部道路維持課	道路維持グループリーダー
	島根県土木部道路維持課	市町村道グループリーダー
副幹事長	西日本高速道路株式会社中国支社松江高速道路事務所	統括課長
	西日本高速道路株式会社中国支社千代田高速道路事務所	統括課長
	島根県松江県土整備事務所	維持課長
	島根県出雲県土整備事務所	維持課長
	島根県雲南県土整備事務所	維持課長
	島根県県央県土整備事務所	維持課長
	島根県浜田県土整備事務所	維持課長
	島根県益田県土整備事務所	維持課長
	島根県隠岐支庁県土整備局	維持課長
	島根県松江県土整備事務所広瀬土木事業所	維持課長
	島根県雲南県土整備事務所仁多土木事業所	維持管理課長
	島根県県央県土整備事務所大田事業所	維持ダム課長
	島根県益田県土整備事務所津和野土木事業所	維持課長
	島根県隠岐支庁県土整備局島前事業部	工務第二課長
	松江市都市整備部建設総務課	建設総務課長
	浜田市都市建設部維持管理課	維持管理課長
	出雲市建設部道路河川維持課	道路河川維持課長
	益田市建設部土木課	土木課長
	大田市建設部土木課	土木課長
	安来市建設部土木建設課	土木建設課長
	江津市土木建設課	土木建設課長
	雲南市建設部建設工務課	建設工務課長
	奥出雲町建設課	課長補佐
	美郷町建設課	課長補佐
	隠岐の島町建設課	係長
	飯南町建設課	課長補佐
	吉賀町建設水道課	課長補佐
	津和野町建設課	課長補佐
	知夫村産業建設課	係長
	海士町環境整備課	係長
	西ノ島町環境整備課	係長
	川本町地域整備課	課長補佐
	邑南町建設課	課長補佐
	公益財団法人島根県建設技術センター	業務部長
	国土交通省中国地方整備局中国技術事務所	副所長
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路課長
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路構造保全官
事務局	国土交通省中国地方整備局 松江国道事務所 管理第二課	
	島根県土木部 道路維持課	
	島根県土木部 技術管理課 長寿命化推進室	
	西日本高速道路株式会社中国支社 松江高速道路事務所 統括課	

令和元年度 研修・講習会の開催状況

資料-2

令和元年度 研修・講習会開催状況

名称	開催日	参加者	主催
アドバイザー制度	適宜	自治体	島根県
公共土木施設長寿命化研修	6月13日、14日	自治体51名	島根県
橋梁点検実務研修	8月29日、30日	自治体37名	島根県



アドバイザー制度 実施状況

	アドバイザー（橋梁調査会）		アドバイザー（コンクリート診断士会）	
	(島根県)	(市町村)	(島根県)	(市町村)
5月			益田県土	
6月				
7月				
8月				
9月				
10月		津和野町		
11月		出雲市		
12月	浜田県土、県央県土、隠岐県土、出雲県土、大田事業所			
1月			津和野土木	
2月				
3月			浜田県土、雲南県土	

令和2年度 研修・講習会開催予定

研修名	対象者	開催場所	定員	研修期間
1 公共土木施設長寿命化研修	県及び市町村の担当者	島根県庁	30	令和2年5月下旬予定
2 橋梁点検実務研修	県及び市町村の担当者	島根県庁会議室（予定）	50	令和2年6月4日 令和2年6月5日
3 橋梁直営点検定期講習会	県及び市町村の担当者	各県土整備事務所（予定）	100	令和2年4～9月予定



アドバイザー制度 実施状況

橋梁点検等講習会 実施内容について

日時:令和元年8月5日(水) 13:30~16:00

会場:出雲合同庁舎 会議室 実演:併川高架橋(国道9号)

主催:島根県道路メンテナンス会議 事務局

参加人数:37名(県17名、市町村13名、中国地方整備局7名)

「点検支援技術活用講習会」



橋梁定期点検要領見直しに伴い、新技術の活用が可能となったことから、実演を含めた点検講習会を実施した。

日時:令和元年10月15日(火) 14:00~15:30

会場:松江・出雲・大田・浜田各会場

主催:中国地方整備局

参加人数:18名(県4名、市町14名)



日時:令和元年9月30日(月) 10:30~16:00

会場:雲城公民館 みどりかいかん 実技:柚根橋(弥栄旭IC線)

主催:島根県道路メンテナンス会議 事務局

参加人数:42名(県14名、市町村17名、松江国道事務所11名)

「定期点検要領見直しに伴う実務講習会」



橋梁定期点検要領見直しに伴い、溝橋(特定溝橋)の点検方法が簡略化されたことから、実地を含めた点検講習会を実施した。



「TV会議形式」

点検講習会に参加出来なかった自治体職員を対象に、国の出先機関において、TV会議形式で説明会を行った。



「大田会場」



「松江会場」



「浜田会場」